



お茶の水女子大学学报

平成 11 年 3 月 1 日
お茶の水女子大学庶務課

目 次

◇ 学 内 規 則	2	◇ 諸 報	35
◎お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則	2	◎海外渡航	35
◎お茶の水女子大学文教育学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程 ...	3	◎学内研修	36
◎お茶の水女子大学理学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程	6	◎レクリエーション行事	37
◎お茶の水女子大学生活科学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程 ...	7	◇ 日 誌	38
◎お茶の水女子大学文教育学部履修規程の一部を改正する規程	10		
◎お茶の水女子大学理学部履修規程の一部を改正する規程	15		
◎お茶の水女子大学生活科学部履修規程の一部を改正する規程	18		
◎お茶の水女子大学学長補佐設置に関する申合せ	24		
◎お茶の水女子大学文教育学部履修規程の一部を改正する規程	25		
◎お茶の水女子大学理学部履修規程の一部を改正する規程	26		
◎お茶の水女子大学生活科学部履修規程の一部を改正する規程	27		
◎お茶の水女子大学学芸員課程委員会規程の一部を改正する規程	28		
◎お茶の水女子大学人権憲章	29		
◎お茶の水女子大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針	30		
◇ 人 事	33		

学 内 規 則

○平成11年お茶の水女子大学規則第1号

お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則を次のように定める。

平成11年1月27日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則

お茶の水女子大学学則（昭和24年5月31日制定）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 入学前に、本学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が入学する場合、第12条の3の規定により認められた単位の全部又は一部が教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該学部教授会の議を経て、第1項に規定する修業年限について当該単位数、その修得に要した期間その他を考慮して、2分の1を超えない範囲でその修業年限に通算することができる。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

○平成11年お茶の水女子大学規則第2号

お茶の水女子大学文教育学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成11年1月27日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学文教育学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学文教育学部の講座及び授業科目に関する規程（平成5年3月24日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1人文科学科の項

△形象分析学講座の欄中

「形象分析学演習 4」を	「形象分析学演習Ⅰ～Ⅲ 各4」に、
「形象分析学特殊講義 4	「形象分析学特殊講義Ⅰ～Ⅲ 各4
図像分析学特殊講義 4	図像分析学特殊講義Ⅰ～Ⅲ 各4
西洋美術史 4	西洋美術史AⅠ～AⅢ, BⅠ～BⅢ 各2
東洋美術史 4	を 東洋美術史AⅠ～AⅢ, BⅠ～BⅢ 各2 に改める。
美術史学演習 4	美術史学演習Ⅰ～Ⅲ 各4
美術史学特殊講義 4	美術史学特殊講義Ⅰ～Ⅲ 各4
美術史学研究指導 4」	美術史学研究指導Ⅰ・Ⅱ 各4」

△哲学講座の欄中

「※ギリシャ語（初級） 4	「※ギリシャ語 4
※同（上級） 4	を ※ラテン語 4」に改める。
※ラテン語（初級） 4	
※同（上級） 4」	

△比較歴史学講座の欄中

「西洋社会経済史演習 4」の次に	「西洋政治史料演習 4 を、
	西洋社会史料演習 4
	西洋社会経済史料演習 4
	習」
「東洋政治社会史 2」の次に	「東洋政治文化史 2 を、
	東洋社会文化史 2」
「東洋社会経済史 4」の次に	「東洋史諸言語 4」を、
「西洋社会史 2」の次に	「西洋中世史 2 を加える。
	西洋近代史 2
	西洋現代史 2
	西洋政治文化史 2
	アメリカ史 2
	フランス史 2
	ドイツ史 2
	イギリス史 2
	西洋史諸言語 4」

△地理学講座の欄中

「地域分析学資料演習 2」の次に「文化地理学分析演習 2 を加え、
 文化地理学資料演習 2
 文化環境分析演習 2
 文化環境資料演習 2」
 「地理学野外調査各2」を「地理学野外調査各1 に改める。
 I・II A～D」

別表第2言語文化学科の項

△英語圏・欧州言語文化講座の欄中

「◇異文化交流論習各2」の次に「英語圏テキスト講読 2」を加え、
 I・II
 「特別演習(英米文学 4 特別演習(英米文学 各2
 研究方法論) を 研究方法論) I・II に改める。
 同(作品分析) 4 同(作品分析) I・II 各2
 英文学史 4」 英文学史 I・II 各2」

△応用言語学講座の欄中

「対照表現学 4 「対照表現学 I・II 各2
 英語学特殊講義 4 を 英語学特殊講義 4 に、
 (統語論研究) (統語論研究)
 同(意味論研究) 4」 同(文法論) 4」
 「特別演習(言語研究 4 「特別演習(言語研究 各2
 方法論) を 方法論) I・II に改める。
 同(言語資料分析) 4」 同(言語資料分析) 各2
 I・II」

別表第3人間社会科学科の項

△応用社会学講座の欄中

「◇社会政策論 4 「◇社会政策論 I・II 各2
 ◇社会政策論演習 4 を ◇社会政策論演習 4 に、
 ◇社会情報処理 4 ◇社会情報処理 I・II 各2
 ◇社会情報処理演習 4」 ◇社会情報処理演習 各2
 I・II」

「社会学研究指導 2」を「社会学研究指導 I・II 各2」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 外国人留学生特別科目

授 業	日本語演習 I A	2
	同 I B	2
	同 II A	2
	同 II B	2
	同 III A	2
	同 III B	2
	同 IV A	2
	同 IV B	2

科 目	同	V A	2
	同	V B	2
	日本事情演習	I A	2
	同	I B	2
	同	II A	2
	同	II B	2
	同	III A	2
	同	III B	2
	同	IV A	2
	同	IV B	2
	同	V A	2
	同	V B	2

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

○平成11年お茶の水女子大学規則第3号

お茶の水女子大学理学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成11年1月27日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学理学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学理学部の講座及び授業科目に関する規程（平成4年3月25日制定）の一部を次のように改正する。

別表第2 物理学の項

△基礎物理学講座の欄中

「非線形光学 2」を「量子光学 2」に改める。

別表第3 化学の項

△構造化学講座の欄中

「基礎無機化学 4」を「基礎無機化学Ⅰ 2 に、
基礎無機化学Ⅱ 2」

「構造生化学 4」を「構造生化学Ⅰ 2 に、
構造生化学Ⅱ 2」

「定量分析化学・化学平衡論 4」を「分析化学Ⅰ 2 に改める。
分析化学Ⅱ 2」

別表第5 情報科学の項

△情報処理講座の欄中

「言語理論とオートマトン 2」の次に「情報科学集中演習 2」を加え、

「画像処理論 2」を「画像基礎論 2」に改め、

「情報科学演習Ⅵ～Ⅹ 各2」の次に「コンピュータビジョン 2 を加える。
コンピュータビジュアル 2
リゼーション 2」

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

○平成11年お茶の水女子大学規則第4号

お茶の水女子大学生生活科学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成11年1月27日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学生生活科学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学生生活科学部の講座及び授業科目に関する規程（平成5年3月24日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1 生活環境学科の項

△生活工学講座の欄中

「※生活環境衛生学 2」の次に「※生活設備学 2」を加え、
「*繊維材料学 2」を「*高分子材料学 2」に、
「生活材料科学 2」「環境物理学 2」
環境物理学 2 移動現象論 2
環境化学 2 を生活材料科学 2 に、
被服生理学 2 情報工学演習 2
衣住環境評価学 2 環境化学 2
居住環境学 2 被服生理学 2
生活工学基礎実験 2」 居住環境学 2」
「生活材料物性実験 2 生活材料化学 2
生活物理学実験 2 機器分析演習 2
生活材料化学 2 生活物理学実験 2
感覚工学実験 2 生活材料物性実験 2
情報工学演習 2 環境化学実験 2
生活界面化学実験 2 感覚工学実験 2
被服制作実習 2 生活生理学実験 2
応用居住環境学 2 被服制作実習 2
生活設備学 2 環境工学 2
生活材料物性 2 を 環境工学実験 2 に改める。
生活界面化学 2 生活界面化学 2
衣住環境学 2 生活界面化学実験 2
生活生理学実験 2 生活材料物性 2
居住環境学実験 2 生活材料化学実験 2
衣住環境評価学実験 2 衣住環境学 2
被服生理学実験 2 被服生理学実験 2
生活材料化学実験 2 応用居住環境学 2
環境化学実験 2」 居住環境学実験 2」

△食物科学講座の欄中

「*機器分析学 2」を「*分析化学 2」に、
「食資源学 2」「食品製造学 2

調理科学	2		調理科学	2
基礎化学実験	2	を	分析化学実験	2
代謝制御学	2		代謝制御学	2
嗜好化学	2		食品化学	2
食品保蔵学	2	」	食品保存学	2
「米養学実験	3		「米養化学実験	3
食品学実験	3	を	食品化学実験	3
食品貯蔵学実験	3		食品製造学・保存学実	3
食品微生物学実験	2		験	
調理科学実験	3		食品微生物学実験	2
調理機器論	1		調理科学実験	3
食生活計画論	1	」	食生活論	2

△人間科学講座の欄中

「生物人間科学特別講義 2」の次に「霊長類学特別講義 2 を加える。
人類生物学特別講義 2」

別表第2 人間生活学科の項

△発達臨床学講座の欄中

「生活臨床学 2」の次に「保育学 2」を加え、
「保育学 2」を削り、
「人間関係講義講読 2」の次に「人格発達講義講読 2 を、
学校心理講義講読 2」
「人間関係研究演習 2」の次に「人格発達研究演習 2 を加える。
学校心理研究演習 2」

△生活社会科学講座の欄中

「家族法律学演習	4		「家族法律学演習Ⅰ	2
生活法学演習	4		家族法律学演習Ⅱ	2
生活政治学演習	4		生活法学演習Ⅰ	2
老年学演習	4	を	生活法学演習Ⅱ	2
家族社会学演習	4		生活政治学演習Ⅰ	2
消費者経済学演習	4		生活政治学演習Ⅱ	2
生活経済学演習	4		老年学演習Ⅰ	2
労働経済学演習	4	」	老年学演習Ⅱ	2
			家族社会学演習Ⅰ	2
			家族社会学演習Ⅱ	2
			消費者経済学演習Ⅰ	2
			消費者経済学演習Ⅱ	2
			生活経済学演習Ⅰ	2
			生活経済学演習Ⅱ	2
			労働経済学演習Ⅰ	2
			労働経済学演習Ⅱ	2
「生活調査法	2	を	「応用生活統計学	2
応用生活統計学	2	」	生活調査法	2

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

○平成11年お茶の水女子大学規則第5号

お茶の水女子大学文教育学部履修規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成11年1月27日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学文教育学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学文教育学部履修規程（平成5年2月24日制定）の一部を次のように改正する。

別表第3専攻科目・関連科目

人文科学科の項

●専攻科目（選択）の欄中

「形象分析学演習 4 」	を	「形象分析学演習 4 」	に、
		I	
		同 II	4
		同 III	4
「形象分析学特殊講義		「形象分析学特殊講義 I	4
図像分析学特殊講義		同 II	4
形象分析学研究指導		同 III	4
西洋美術史	を	図像分析学特殊講義 I	4
東洋美術史		同 II	4
美術史学演習		同 III	4
美術史学特殊講義		西洋美術史 A I	2
美術史学研究指導		同 A II	2
		同 A III	2
		同 B I	2
		同 B II	2
		同 B III	2
		東洋美術史 A I	2
		同 A II	2
		同 A III	2
		同 B I	2
		同 B II	2
		同 B III	2
		美術史学演習 I	4
		同 II	4
		同 III	4
		美術史学特殊講義 I	4

		同	II	4		
		同	III	4		
		美術史学研究指				
		導	I	4		
		同	II	4	」	
「西洋社会経済史 演習	4	」の次に	「西洋政治史料演 習	4	を、	
			西洋社会史料演 習	4		
			西洋社会経済史 料演習	4	」	
「東洋政治社会史	2	」の次に	「東洋政治文化史	2	を、	
			東洋社会文化史	2	」	
「東洋社会経済史	4	」の次に	「東洋史諸言語	4	」を、	
「西洋社会史	2	」の次に	「西洋中世史	2	を、	
			西洋近代史	2		
			西洋現代史	2		
			西洋政治文化史	2		
			アメリカ史	2		
			フランス史	2		
			ドイツ史	2		
			イギリス史	2		
			西洋史諸言語	4	」	
「地域分析学資料 演習	2	」の次に	「文化地理学分析 演習	2	を加え、	
			文化地理学資料 演習	2		
			文化環境分析演 習	2		
			文化環境資料演 習	2		
「地理学野外調査 I	2	を	地理学野外調査 A	1	に改める。	
同	II	」	同	B	1	
			同	C	1	
			同	D	1	」
●関連科目（選択）の欄中						
「社会政策論	4		「社会政策論 I	2		
社会政策論演習	4		同 II	2		
社会情報処理	4	を	社会政策論演習	4	に、	
社会情報処理演 習	4	」	社会情報処理 I	2		
			同 II	2		
			社会情報処理演			

		習	I	2	
		同	II	2	」
「ギリシャ語	4	を「ギリシャ語	4	に改める。	
（初級）		ラテン語	4	」	
同（上級）	4				
ラテン語	4				
（初級）					
同（上級）	4	」			
言語文化学科の項					

●専攻科目（選択）の欄中

「中国語ヒアリン	2	の次に「英語圏テキスト	2	を加え、	
グ演習		講読		」	
「特別演習（英米	4	「特別演習（英米	2		
文学研究方法		文学研究方法			
論）		論）	I		
同（作品分析）	4	を同	II	2	に、
同（言語研究	4	同（作品分析）	2		
方法論）			I		
同（言語資料	4	同	II	2	
分析）		同（言語研究	2		
英文学史	4	方法論）	I		
		同	II	2	
		同（言語資料	2		
		分析）	I		
		同	II	2	
		英文学史	I	2	
		同	II	2	」
「対照表現学	4	「対照表現学	I	2	
英語学特殊講義	4	を同	II	2	に改める。
（統語論研究）		英語学特殊講義	4		
同（意味論研究）	4	（統語論研究）			
		同（文法論）	4	」	

●関連科目（選択）の欄中

「社会政策論	4	「社会政策論	I	2	
社会政策論演習	4	同	II	2	
社会情報処理	4	を社会政策論演習	4	に、	
社会情報処理演	4	社会情報処理	I	2	
習		同	II	2	
		社会情報処理演			
		習	I	2	
		同	II	2	」
「ギリシャ語	4	を「ギリシャ語	4	に改める。	
（初級）		ラテン語	4	」	

同 (上級)	4
ラテン語 (初級)	4
同 (上級)	4

人間社会科学科の項

●専攻科目(選択)の欄中

「社会政策論	4	を	「社会政策論 I	2	
社会政策論演習	4		同 II	2	
社会情報処理	4		社会政策論演習	4	に、
社会情報処理演習	4		社会情報処理 I	2	
			同 II	2	
			社会情報処理演習 I	2	
			同 II	2	」
「社会学研究指導	2	」を	「社会学研究指導 I	2	に改める。
			同 II	2	」

●関連科目(選択)の欄中

「ギリシャ語 (初級)	4	を	「ギリシャ語	4	に改める。
同 (上級)	4		ラテン語	4	」
ラテン語 (初級)	4				
同 (上級)	4				」

芸術・表現行動学科の項

●関連科目(選択)の欄中

「社会政策論	4	を	「社会政策論 I	2	
社会政策論演習	4		同 II	2	
社会情報処理	4		社会政策論演習	4	に、
社会情報処理演習	4		社会情報処理 I	2	
			同 II	2	
			社会情報処理演習 I	2	
			同 II	2	」
「ギリシャ語 (初級)	4	を	「ギリシャ語	4	に改める。
同 (上級)	4		ラテン語	4	」
ラテン語 (初級)	4				
同 (上級)	4				」

別表第4学部共通科目中

「ギリシャ語 (初級)	4	を	「ギリシャ語	4	に改める。
			ラテン語	4	」

同 (上級)	4
ラテン語 (初級)	4
同 (上級)	4

別表第 8 を次のように改める。

別表第 8

外国人留学生特別科目

授 業 科 目	単 位	備 考
日本語演習 I A	2	
同 I B	2	
同 II A	2	
同 II B	2	
同 III A	2	
同 III B	2	
同 IV A	2	
同 IV B	2	
同 V A	2	
同 V B	2	
日本事情演習 I A	2	
同 I B	2	
同 II A	2	
同 II B	2	
同 III A	2	
同 III B	2	
同 IV A	2	
同 IV B	2	
同 V A	2	
同 V B	2	

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度入学者から適用する。

○平成11年お茶の水女子大学規則第6号

お茶の水女子大学理学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成11年1月27日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学理学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学理学部履修規程（平成4年1月29日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「情報科学科 | 4 2 | 3 6 | 0 | 3 0 || 1 6 | 1 2 4 |」を

「情報科学科 | 4 4 | 3 4 | 0 | 3 0 || 1 6 | 1 2 4 |」に改める。

備考第4中「（日本語及び日本事情）」を「（日本語演習及び日本事情演習）」に改める。

別表第3（第4条関係）物理学科の●専攻科目（選択）の欄中

「非線形光学 | 2 |」を「量子光学 | 2 |」に改める。

別表第4（第4条関係）化学科の●専攻科目（必修）の欄中

「定量分析化学・ | 4 | (I、II) | | |

化学平衡論

構造有機化学 | 4 | (II) | | |

を

基礎無機化学 | 4 | (II、III) | | |

構造生化学 | 4 | (II、III) | | |

「分析化学I | 2 | (I) | | |

分析化学II | 2 | (II) | | |

構造有機化学 | 4 | (II) | | |

に改める。

基礎無機化学I | 2 | (II) | | |

基礎無機化学II | 2 | (III) | | |

構造生化学I | 2 | (II) | | |

構造生化学II | 2 | (III) | | |

別表第6（第4条関係）情報科学科の●専攻科目（必修）の欄中

「●専攻科目（必修） | 42 | | | |

」を

「●専攻科目（必修） | 44 | | | |

」に改め、

「言語理論とオートマトン | 2 | (III) | | |

」の次に

「情報科学集中演習 | 2 | (III) | | |

」を加える。

●専攻科目（選択）の欄中

「●専攻科目（選択） | 36 | (下記の科目か | | |

択)

ら選択)

」を

「●専攻科目（選択） | 34 | (下記の科目か | | |

択)		ら選択)	」に、
「画像処理論	2		」を
「画像基礎論	2		」に改め、
「情報科学演習X	2		」の次に
「コンピュータビ ジョン	2		
コンピュータビ ジュアリゼーシ ョン	2		を加える。

別表第7(第4条関係)コア科目・外国人留学生特別科目
コア科目基礎講義の欄中

「環境科学	2		」の次に
「一般生物学実験	2	(生物学科は履 修できない。)	」を加える。

外国人留学生特別科目を次のように改める。

外国人留学生特 別科目	
日本語演習I A	2
日本語演習I B	2
日本語演習II A	2
日本語演習II B	2
日本語演習III A	2
日本語演習III B	2
日本語演習IV A	2
日本語演習IV B	2
日本語演習V A	2
日本語演習V B	2
日本事情演習 I A	2
日本事情演習 I B	2
日本事情演習 II A	2
日本事情演習 II B	2
日本事情演習 III A	2
日本事情演習 III B	2
日本事情演習 IV A	2
日本事情演習 IV B	2

日本事情演習 V A	2
日本事情演習 V B	2

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度入学者から適用する。

○平成11年お茶の水女子大学規則第7号

お茶の水女子大学生生活科学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成11年1月27日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学生生活科学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学生生活科学部履修規程（平成5年2月24日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第3中「（日本語及び日本事情）」を「（日本語演習及び日本事情演習）」に改める。

備考の表中

「生活環境衛生学	2							」の次に
「生活設備学	2							」を加え、
「繊維材料学	2							」を
「高分子材料学	2							」に、
「機器分析学	2		○					」を
「分析化学	2		○					」に改める。

別表第2生活環境学科

専門科目

●生活工学講座・専攻科目（必修）の欄中

「生活材料科学	2	(I)	「環境物理学	2	(I)	
環境物理学	2	(I)	移動現象論	2	(I)	
環境化学	2	(II)	を	生活材料科学	2	(I)
被服生理学	2	(II)	情報工学演習	2	(I)	に改める。
衣住環境評価学	2	(II)	環境化学	2	(II)	
居住環境学	2	(II)	被服生理学	2	(II)	
生活基礎工学実験	2	(II)	居住環境学	2	(II)	

●食物科学講座・専攻科目（必修）の欄中

「食資源学	2	(II)	「食品製造学	2	(II)	
調理科学	2	(II)	調理科学	2	(II)	
基礎化学実験	2	(II)	を	分析化学実験	2	(II)
代謝制御学	2	(III)	代謝制御学	2	(III)	に改める。
嗜好化学	2	(III)	食品化学	2	(III)	
食品保蔵学	2	(III)	食品保存学	2	(III)	」

●生活工学講座・専攻科目（選択）の欄中

「生活材料物性実験	2	(II)	「生活材料化学	2	(II)
生活物理学実験	2	(II)	機器分析演習	2	(II)
生活材料化学	2	(II)	生活物理学実験	2	(II)
感覚工学実験	2	(II)	生活材料物性実験	2	(II)

情報工学演習	2	(Ⅲ)	環境化学実験	2	(Ⅱ)	
生活界面化学実験	2	(Ⅲ)	を 感覚工学実験	2	(Ⅲ)	に改める。
被服制作実習	2	(Ⅲ)	生活生理学実験	2	(Ⅲ)	
応用居住環境学	2	(Ⅲ)	被服制作実習	2	(Ⅲ)	
生活設備学	2	(Ⅲ)	環境工学	2	(Ⅲ)	
生活材料物性	2	(Ⅲ)	環境工学実験	2	(Ⅲ)	
生活界面化学	2	(Ⅲ)	生活界面化学	2	(Ⅲ)	
衣生活環境学	2	(Ⅲ)	生活界面化学実験	2	(Ⅲ)	
生活生理学実験	2	(Ⅲ)	生活材料物性	2	(Ⅲ)	
居住環境学実験	2	(Ⅲ)	生活材料化学実験	2	(Ⅲ)	
衣住環境評価学	2	(Ⅲ)	衣生活環境学	2	(Ⅲ)	
被服生理学実験	2	(Ⅲ)	被服生理学実験	2	(Ⅲ)	
生活材料化学実験	2	(Ⅲ)	応用居住環境学	2	(Ⅲ)	
環境化学実験	2	(Ⅲ)	居住環境学実験	2	(Ⅲ)	」

●食物科学講座・専攻科目(選択)の欄中

「栄養学実験	3	(Ⅲ)	「栄養化学実験	3	(Ⅲ)	
食品学実験	3	(Ⅲ)	を 食品化学実験	3	(Ⅲ)	に、
食品貯蔵学実験	3	(Ⅲ)	食品製造学・保	3	(Ⅲ)	」
			存学実験			
「調理機器論	1	(Ⅰ、Ⅱ)	を「食生活論	2	(Ⅰ、Ⅱ)	」に改
食生活計画論	1	(Ⅰ、Ⅱ)				める。

●人間科学講座・専攻科目(選択)の欄中

「生物人間科学特	2	(Ⅱ～Ⅳ)	「霊長類学特別講	2	(Ⅱ～Ⅳ)	
別講義			義			」の次に
			人類生物学特別	2	(Ⅱ～Ⅳ)	
			講義			」

を加え、

同備考欄中

「講義14科目中10単位以上必修」を「講義16科目中10単位以上必修」に改める。

●学部共通科目の欄中

「生活環境衛生学 | 2 | 」の次に「生活設備学 | 2 | 」を加える。

●学科共通科目の欄中

「繊維材料科学 | 2 | 」を「高分子材料学 | 2 | 」に、

「機器分析学 | 2 | 」を「分析化学 | 2 | 」に改める。

◎外国人留学生特別科目を次のように改める。

日本語演習 I A	2	
同 I B	2	
同 II A	2	

同	II B	2
同	III A	2
同	III B	2
同	IV A	2
同	IV B	2
同	V A	2
同	V B	2
日本事情演習		2
	I A	
同	I B	2
同	II A	2
同	II B	2
同	III A	2
同	III B	2
同	IV A	2
同	IV B	2
同	V A	2
同	V B	2

別表第3 人間生活学科
専門科目

●発達臨床学講座・専攻科目（選択）の欄中

「生活臨床学	2	(II)」の次に「保	育	学	2	(II)」を加え、
「保育学	2	(III・IV)」を削り、				
「生涯発達講義講	2	(III)				
読						
教育発達講義講	2	(III)				
読						
障害臨床講義講	2	(III)				
読						
心理臨床講義講	2	(III)				
読						
保育臨床講義講	2	(III)				
読						
人間関係講義講	2	(III)				
読						
「生涯発達講義講	2	(III)				
読						
教育発達講義講	2	(III)				
読						
障害臨床講義講	2	(III)				
読						
心理臨床講義講	2	(III)				
読						

* 6 科
目中
1つ
選択を
必修

* 8 科
目中
1つ
選択に、
必修

保育臨床講義講 読	2	(Ⅲ)	}	」		
人間関係講義講 読	2	(Ⅲ)				
人格発達講義講 読	2	(Ⅲ)				
学校心理講義講 読	2	(Ⅲ)				
「生涯発達研究演 習	2	(Ⅲ)				* 6 科 目中 1つ 選択 を 必修
教育発達研究演 習	2	(Ⅲ)				
障害臨床研究演 習	2	(Ⅲ)				
心理臨床研究演 習	2	(Ⅲ)				
保育臨床研究演 習	2	(Ⅲ)				
人間関係研究演 習	2	(Ⅲ)				
「生涯発達研究演 習	2	(Ⅲ)	* 8 科 目中 1つ 選択 に改める。 必修			
教育発達研究演 習	2	(Ⅲ)				
障害臨床研究演 習	2	(Ⅲ)				
心理臨床研究演 習	2	(Ⅲ)				
保育臨床研究演 習	2	(Ⅲ)				
人間関係研究演 習	2	(Ⅲ)				
人格発達研究演 習	2	(Ⅲ)				
学校心理研究演 習	2	(Ⅲ)				
●生活社会科学講座・専攻科目（第1選択）の欄中						
「家族法律学演習	4	(Ⅲ)	「家族法律学演習	2	(Ⅲ)	
生活法学演習	4	(Ⅲ)	I			
生活政治学演習	4	(Ⅲ)	家族法律学演習	2	(Ⅲ)	
老年学演習	4	(Ⅲ)	を II		に、	
家族社会学演習	4	(Ⅲ)	生活法学演習 I	2	(Ⅲ)	
消費者経済学演	4	(Ⅲ)	生活法学演習 II	2	(Ⅲ)	

習			生活政治学演習	2	(Ⅲ)
生活経済学演習	4	(Ⅲ)	I		
労働経済学演習	4	(Ⅲ) 」	生活政治学演習	2	(Ⅲ)
			II		
			老年学演習 I	2	(Ⅲ)
			老年学演習 II	2	(Ⅲ)
			家族社会学演習	2	(Ⅲ)
			I		
			家族社会学演習	2	(Ⅲ)
			II		
			消費者経済学演習	2	(Ⅲ)
			I		
			消費者経済学演習	2	(Ⅲ)
			II		
			生活経済学演習	2	(Ⅲ)
			I		
			生活経済学演習	2	(Ⅲ)
			II		
			労働経済学演習	2	(Ⅲ)
			I		
			労働経済学演習	2	(Ⅲ)
			II		

同備考欄中

「* 8 科目中 1 つ選択必修」を「* 16 科目中 2 つ選択必修」に改める。

●生活社会科学講座・専攻科目（第 2 選択）の欄中

「生活調査法 | 2 | (Ⅱ) を「応用生活統計学 | 2 | (Ⅰ) に改める。
 応用生活統計学 | 2 | (Ⅱ) 」 生活調査法 | 2 | (Ⅱ) 」

●学部共通科目の欄中

「生活環境衛生学 | 2 | 」の次に「生活設備学 | 2 | 」を加える。

◎外国人留学生特別科目を次のように改める。

日本語演習 I A	2
同 I B	2
同 II A	2
同 II B	2
同 III A	2
同 III B	2
同 IV A	2
同 IV B	2
同 V A	2
同 V B	2
日本事情演習	2
I A	
同 I B	2

同	Ⅱ A	2
同	Ⅱ B	2
同	Ⅲ A	2
同	Ⅲ B	2
同	Ⅳ A	2
同	Ⅳ B	2
同	Ⅴ A	2
同	Ⅴ B	2

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度入学者から適用する。

○お茶の水女子大学学長補佐設置に関する申合せ

〔平成11年1月27日〕
〔評議会決定〕

（設置）

第1 お茶の水女子大学（以下「本学」という。）における全学的な管理運営を円滑に進めるため、学長補佐を置く。

（職務）

第2 学長補佐は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 学長から指示された具体的な事項
- 二 学長の職務について企画・調査等の補佐を行うこと。

（学長補佐）

第3 学長補佐は2人とし、次に掲げる者に学長が委嘱する。

- 一 学生部長
- 二 本学専任の教授のうちから学長が指名し、評議会の承認を得た者1人

（任期）

第4 学長が指名する学長補佐の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の任期は、学長の任期の範囲内とする。

（補足）

第5 この申合せに定めるもののほか、学長補佐に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この申合せ第3による最初の学長補佐の委嘱は、平成11年4月1日からとする。

○平成11年お茶の水女子大学規則第8号

お茶の水女子大学文教育学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成11年2月23日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学文教育学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学文教育学部履修規程（平成5年2月24日制定）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「文教育学部事務部」を「学務課」に改める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

○平成11年お茶の水女子大学規則第9号

お茶の水女子大学理学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成11年2月23日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学理学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学理学部履修規程（平成4年1月29日制定）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「理学部事務部」を「学務課」に改める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

○平成11年お茶の水女子大学規則第10号

お茶の水女子大学生生活科学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成11年2月23日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学生生活科学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学生生活科学部履修規程（平成5年2月24日制定）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「生活科学部事務部」を「学務課」に改める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

○平成11年お茶の水女子大学規則第11号

お茶の水女子大学学芸員課程委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成11年2月23日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学学芸員課程委員会規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学学芸員課程委員会規程（昭和51年9月28日制定）の一部を次のように改正する。

第8条中「当分の間、文教育学部」を「学務課」に改める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

○平成11年お茶の水女子大学規則第12号

お茶の水女子大学人権憲章を次のように定める。

平成11年2月23日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学人権憲章

お茶の水女子大学のすべての学生、生徒、児童及び幼児並びに教職員は、本学における就学、就労及び教育・研究の良好な環境をつくり出し、且つそれを維持するために、性別及び身分・職階上の区分等のあらゆる立場の相違にとらわれることなく、それぞれ人間としての最も基本的な倫理・道徳を遵守しつつ、相互に人権を尊重する。

本学は、この人権憲章の目的を達するため、次に掲げる具体的な措置を実施する。

- 1、人権委員会を設置し、人権侵害等の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずると同時に、万一問題が発生した場合にはその解決にあたる。本委員会の詳細については別に定める。
- 2、人権問題懇談会を設置し、広く学内の意見を徴し、人権問題に関する情報交換を行うと同時に、話し合いを通じてこの問題の認識を深める。本懇談会の詳細については別に定める。
- 3、人権問題のうち、個別の問題に対処するため、その緊急性かつ必要性に応じ指針を策定する等の措置を講ずる。

○平成11年お茶の水女子大学規則第13号

お茶の水女子大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針を次のように定める。

平成11年2月23日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針

(趣旨)

第1 お茶の水女子大学人権憲章に基づくセクシュアル・ハラスメントに対処するための措置は、この指針によるものとする。

(目的)

第2 お茶の水女子大学における学生、生徒、児童及び幼児（以下「学生等」という。）並びに教職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）を対象として、就学、就労及び教育・研究のための良好な環境を維持するために、セクシュアル・ハラスメントの防止とその対応等について必要な事項を定める。

(定義)

第3 この指針において、セクシュアル・ハラスメントとは、教育・研究及び職務上の関係を利用して、相手の意に反する性的な性質の言動等を行い、就学、就労及び教育・研究における環境を悪化させ、相手に不利益を与えることをいう。

(相談と救済のための相談窓口及びセクシュアル・ハラスメント防止対策委員会)

第4 セクシュアル・ハラスメントに対する相談等について次のように定める。

(1) 学生等のセクシュアル・ハラスメントの防止及び対策のために、大学に置かれる補導委員及び保健管理センター学生相談室スタッフ、附属学校園に置かれるクラス担当（担任）、学校教育法施行規則の規定による主任、主事のうち適当な者及び保健室員（養護教諭）等をもって相談員及び相談窓口とし充実を図る。

(2) 学生等及び教職員のセクシュアル・ハラスメントの防止及び対策とその発生後の救済をより徹底させる措置として、新たに相談窓口の設置及び相談員の配置を行う。

① 大学の学生、教職員に対する措置

イ 全学的な相談員制度を設け、各学部長及び人間文化研究科長が指名する各2名並びに事務局長が指名する若干名の相談員による相談窓口を設置する。

ロ 相談員の指名にあたっては、男女等の構成について考慮するものとする。

ハ 学生、教職員は、学部・学科等又は所属等を越えて任意の相談員に相談することができる。

② 附属学校園の生徒、児童及び幼児（以下「生徒等」という。）に対する措置
イ 各附属学校園は、それぞれの事情に基づいて生徒等に対応する措置を講ずる。また、必要に応じて相談窓口及び相談員を定めることができる。

ロ 附属学校園の生徒等への対応は、各附属学校園長が責任者としてあたる。

ハ 附属学校園全体の対応については、附属学校部長が責任者としてあたる。

(3) 相談員の職務と責任

① 相談員は、セクシュアル・ハラスメントの防止及び対策に関し、学生等及び教職員に対し必要な助言、指導を行うとともに、学生等及び教職員の相談に応じ、解決のための支援を行う。

② 相談員は、相談内容に関して秘密保持に留意する。

③ 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

④ 相談員は、セクシュアル・ハラスメントに関する救済の申し出があつた場合には、(4)に定めるセクシュアル・ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）に報告する。

(4) 防止対策委員会の設置

① 学長補佐及び事務局長並びに学長補佐及び事務局長が指名する委員をもって防止対策委員会を組織する。

ただし、学長は、必要があると認めるときは委員以外の教職員を指名する。

② 防止対策委員会を組織するにあつては、男女等の構成について考慮する。

③ 防止対策委員会の委員長は、学長が指名する。

(5) 防止対策委員会の職務と責任

① 防止対策委員会は、セクシュアル・ハラスメントの防止及び対策に関し、相談員に対し必要な助言、指導を行うとともに、相談員からの報告に基づいて、学生等又は教職員の相談に応じ、自主的解決、苦情処理のための支援を行う。

② 防止対策委員会は、セクシュアル・ハラスメントに対しての救済の申し出があつた場合には、速やかに人権憲章に定める人権委員会に報告し、第5に定めるセクシュアル・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置を要請する。

③ 防止対策委員会は、調査委員会の調査結果を速やかに人権委員会に報告するとともに、必要に応じ、講ずるべき措置等について人権委員会に提言する。

④ 防止対策委員会は、セクシュアル・ハラスメント防止及び対策に係わる研修及び啓発等の必要な事項を行う。

（調査委員会）

第5 セクシュアル・ハラスメントに対しての救済の申し出があつた場合には、次

に定める調査委員会を設置する。

- (1) 学長は、人権委員会の報告に基づき、防止対策委員会の下に、速やかに調査委員会を設置し、事実関係を調査する。
- (2) 調査委員会は、学長の指名する委員によつて構成し、委員長は互選により選出する。
- (3) 調査委員会は、事情聴取対象者の名誉、人権、プライバシーに配慮しつつ、公正な事情聴取を行う。
- (4) 調査委員会は、調査結果を速やかに防止対策委員会に報告する。

(調査結果等への対応)

第6 学長は、人権委員会から報告のあつた調査結果等に基づき、セクシュアル・ハラスメントの事実が明らかになつた場合には、人権委員会と連絡を取りつつ、関係法令及びお茶の水女子大学学則の規定に基づき、必要な措置を講ずる。

(事務)

第7 防止対策委員会及び調査委員会に関する事務は、庶務課及び学生課が行う。

(その他)

第8 学長は、この指針に定められたものの他、お茶の水女子大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止及び対策のために必要とされるあらゆる措置を講ずるものとする。

附 則

この指針は、平成11年4月1日から実施する。

人 事

○人事異動

発令年月日	氏 名	官 職 等	異 動 前 の 所 属 ・ 職 名
◇ 昇 任			
11. 1. 1 "	三 浦 徹 樹 宮 尾 正 樹	教 授 (文 教 育 学 部) "	助 教 授 (文 教 育 学 部) "
◇ 転 任			
11. 2. 1	増 永 良 文	教 授 (理 学 部)	教 授 (図 書 館 情 報 大 学 図 書 館 情 報 学 部)
◇ 併 任			
11. 2. 1	増 永 良 文	図 書 館 情 報 大 学 図 書 館 情 報 学 部 教 授 併 任 期 間 平 成 11 年 3 月 31 日	教 授 (理 学 部)

◎外国人研究員

発令年月日	氏 名	官 職 等	任 期	備 考
◇ 契 約				
11. 1. 5	ト-レス アマリリス ティグラオ	ジェンダー研究センター	11. 3. 31	

◎非常勤講師

発令年月日	氏名	官職等	任期	備考
◇採用				
11. 1. 1	吉山昭	講師 (文教育学部)	11. 3. 31	駒澤大学講師 大妻女子大学講師 帝京大学教授 味の素株式会社中央研究所主席研究員 東京都立食品技術センター所長
"	伊藤茂樹	" "	"	
"	金田卓也	" "	"	
"	和久敬蔵	" (理学部)	"	
"	鳥居邦夫	" (生活科学部)	"	
"	齋尾恭子	" "	"	
11. 2. 1	西本絹昌	" "	"	淑徳大学助教授
◇任用更新				
11. 1. 1	吉本智子	講師 (附属高等学校)	11. 3. 31	
◇併任				
11. 1. 1	岡村道雄	講師 (文教育学部)	11. 3. 31	文化庁主任文化財調査官 国文学研究資料館助教授 通商産業省工業技術院物質工学工業技術 研究所分子工学部分子システム研究室長 農林水産省蚕糸・昆虫農業技術研究所 生体情報部神経生理研究室長 東京大学助教授 国立健康・栄養研究所臨床栄養部臨床 栄養指導研究室長 千葉大学教授 東京大学教授 埼玉大学助教授 東京大学助教授 国立遺伝学研究所助教授 東京大学教授 東京大学助教授 東北大学助教授 千葉大学教
"	田淵句美子	" "	"	
"	中西房枝	" (理学部)	"	
"	井濃内順	" "	"	
"	河野重行	" "	"	
"	近藤和雄	" (生活科学部)	"	
11. 1. 4	中川弘毅	" "	"	
11. 2. 1	下井守	" (理学部)	"	
"	中林誠一郎	" "	"	
"	山川隆生	" "	"	
"	林茂生	" "	"	
"	跡見順子	" "	"	
"	大海忍	" "	"	
"	大林茂	" "	"	
11. 2. 8	三宅洋一	" "	"	
◇併任解除				
11. 2. 1	増永良文	講師 (理学部)		

◎非常勤職員

発令年月日	氏名	官職等	任期	備考
◇採用				
11. 1. 1	平田陽子	事務補佐員 (学生課)	11. 3. 30	
◇退職				
11. 1. 31	前屋敷史子	教務補佐員 (文教育学部)		
11. 2. 10	佐竹一夫	事務補佐員 (庶務課)		

諸 報

○海外渡航

所属・職名	氏 名	渡 航 先 国	渡 航 目 的	期 間	渡 航 種 目
理学部・助手	外 館 良 衛	連合王国	日英科学技術協力事業による新型中性子分光器の共同開発研究	11. 1. 3～ 11. 1. 17	外国出張
人間文化研究科・助手	朴 善 姫	大韓民国	学会における論文発表及び学術調査	11. 1. 3～ 11. 1. 13	海外研修
ジェンダー研究センター・教授	原 ひろ子	オランダ王国	オランダ（ハーグ）で開催される「HGOフォーラム」及び「ハーグ国際フォーラム」に参加	11. 2. 4～ 11. 2. 14	海外研修
理学部・教授	塚 田 和 美	ベルギー王国	微分幾何学に関する研究	11. 2. 12～ 11. 12. 11 (帰国予定)	外国出張
理学部・助教授	松 崎 克 彦	アメリカ合衆国	日本学術振興会海外特別研究員として「クライン群と双曲多様体」の研究	9. 10. 13～ 11. 9. 30 11. 2. 21～ 11. 3. 7 一時帰国として日程変更	外国出張

○学内研修

『事務職員特別研修（第2回）』

去る10月1日より、「平成10年度事務職員特別研修（第2回）」が行われ、各研修生が選択した科目の単位認定試験をもって終了しました。

本研修は、放送大学の開設授業科目を利用した研修で、「職員として必要な知識を修得させ、その資質の向上を図ること」を目的とし、平成4年度、平成5年度、平成8年度、平成9年度及び平成10年度（第1回）に引き続きまして、今年度第2回の研修は、第6回目となりました。

今回は、7名がこの研修に参加し、放送大学開設の授業科目から各研修生が自ら選択した科目を受講しました。

なお、研修生が選択した授業科目は、次のとおりです。

法 学 入 門	英 語 Ⅲ（' 97）	成 人 の 健 康 科 学
新しい都市居住の空間	日本の近世（' 98）	天体と宇宙の進化Ⅰ
ジェンダーの社会学		

○レクリエーション行事

『ミュージカル「オペラ座の怪人」鑑賞』

去る、1月16日（土）・23日（土）・29（金）・31（日）に赤坂ミュージカル劇場において、ミュージカル鑑賞が行われました。

このレクリエーション行事には、40名が参加し、劇団四季のミュージカル『オペラ座の怪人』を鑑賞しました。

『職員麻雀大会』

去る、2月4日（木）、班主催による「職員麻雀大会」が開催され、参加した20名が熱戦を繰りひろげました。

なお、上位成績は、次のとおりです。

優勝	近本政明
準優勝	岩坂和美
第3位	鈴木重之

『演劇「江戸を斬る」鑑賞』

去る、2月11日（木）・13（土）・14（日）・21（日）に明治座において、演劇鑑賞が行われました。

このレクリエーション行事には、40名が参加し、明治座2月公演の演劇『江戸を斬る』を鑑賞しました。

日 誌

- | | |
|--|---|
| <p>1月4日(月) 賀詞交歓会</p> <p>5日(火) 放送大学に関する懇談会(於: 国立教育会館)</p> <p>7日(木) 冬期休業終</p> <p>8日(金) 大学入試センター試験監督者説明会</p> <p>9日(土) 文京区内大学学長講演会(於: 文京シビックセンター)</p> <p>11日(月) 博士前期課程願書受付(～14日)
本学と日本女子大学との協定調印式(於: 日本女子大学)
ドイツ大学長代表団歓迎レセプション(於: ホテルニューオオタニ)</p> <p>12日(火) 台湾考察団の見学・視察</p> <p>13日(水) 文教育学部教務関係事項検討委員会
附属中学校入学検定(第一次)
カリキュラム委員会
カリキュラム委員会教職課程専門委員会</p> <p>14日(木) 歌会始の儀(於: 皇居)
大学入試センター試験準備</p> <p>16日(土) 大学入試センター試験</p> <p>17日(日) 大学入試センター試験</p> <p>19日(火) 公開講座委員会
ジェンダー研究センター運営委員会
理学部附属臨海実験所運営委員会
部局長会議
主任会議</p> <p>20日(水) 教授会
カリキュラム委員会評価改善小委員会</p> <p>22日(金) 文京区内大学学長会議(於: 椿山荘)
カリキュラム委員会総合コース小委員会
理学部PR委員会</p> <p>25日(月) 学部入学願書受付(～2月3日)
SCS事業連絡協議会(於: 東京大学)</p> <p>26日(火) 部局長会議
生活環境研究センター運営委員会</p> <p>27日(水) 博士後期課程運営委員会
附属中学校図書館施設視察(文部省)
技術課管内国立学校等施設整備連絡会議(於: 学芸大学)
代議員会</p> | <p>評議会
行政財産等の使用状況に係るヒアリング(於: 関東財務局)
附属学校教育研究委員会</p> <p>28日(木) 青少年教育施設との検討会(～29日)
停(定)年退官予定者事務手続き説明会
保健管理センター運営委員会</p> <p>29日(金) 附属学校長候補者選考委員会
組織の廃止転換・再編成に係るヒアリング(文部省)(於: 文部省)</p> <p>2月1日(月) 後学期末試験・補講(～13日)
事務連絡協議会</p> <p>2日(火) 博士前期課程入学試験(～4日)
博士後期課程入学願書受付(～5日)
課長連絡会議</p> <p>3日(水) 日本育英会評議会(於: 日本育英会)
附属中学校入学検定(第二次)</p> <p>4日(木) 奈良女子大学の現状と将来像に関する懇談会(於: 奈良女子大学)</p> <p>5日(金) 国立大学学生部長会議(於: 東海大学校友会館)
国立大学協会常務理事会(於: 国立大学協会)
附属中学校入学検定合格発表</p> <p>6日(土) 附属中学校帰国子女検定</p> <p>8日(月) 附属中学校帰国子女検定合格発表
入学試験委員会</p> <p>9日(火) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会(於: 国立大学協会)
附属学校委員会
部局長会議
予算委員会
主任会議</p> <p>10日(水) 教授会
就職ガイダンス「OG懇談会」
大学開放担当課長会議(於: オリセン)</p> <p>12日(金) 附属高等学校入学検定
桜蔭会奨学金授与式(於: 桜蔭会館)
学部入試第一段階選抜実施の有無発表
代議員会</p> <p>15日(月) 青少年教育施設との検討会(～16日)</p> |
|--|---|

- 大学院博士前期課程入試合格発表
- 16日(火) 電気通信大学附属図書館講演会(於
: 電気通信大学)
附属高等学校入学検定合格発表
インターンシップ導入ガイダンス
(通産省主催)(於: 江戸博物館)
広報・就職専門委員会
- 17日(水) 平成11年度営繕関係要求学内ヒア
リング
理学部カリキュラム委員会
自己点検・評価検討委員会小委員会
学部入学試験各部門実施担当者打合
せ会
- 18日(木) 部局長会議
主任会議
- 19日(金) 教授会
カリキュラム委員会教育課程の評価
改善小委員会
- 23日(火) 博士後期課程運営委員会
代議員会
地域インターンシップ全国連絡会議
(於: プレスクラブ会議室)
評議会
カリキュラム委員会
- 24日(水) 附属学校教育研究委員会
- 25日(木) 学部(前期)入学試験
- 26日(金) 学部(前期)入学試験
生活科学部共通図書室運営委員会

学報第186号10ページ被服学奨学金受奨者のうち
第57号 根本由香さんの研究題目は「近代日本の服
飾と復古趣味」でした。訂正してお詫びいたします。